

国際裁判管轄について

——主に財産権上の訴についての判例——

荻原貞正

- 一 はじめに
- 二 国際裁判管轄を決定する基本的な考え方と学説
- 三 判例の紹介
- 四 判例の要約
- 五 おわりに

一 はじめに

今日、国際間の交通機関が発達し便利化されるにともなって、各国間の交通が活発化し、それにしたがって、国際間の財産関係や離婚等の身分関係の形成も増加してきており、このような渉外的な要素をもつ生活関係が一般化するにともない、民事商事に関する国際的な紛争が、それまでの国内という限られた狭い舞台を超えて数多く発生している。最近でのサハリン（樺太）上空でソ連軍戦闘機が民間航空機をミサイルで撃墜し、乗客・乗員二六九人の命が奪われた大韓航空機

事件、そして、韓国的高速道路で日本人観光客を乗せた観光バスが転落し、日本人乗客一人が死亡し、二六人が重軽傷を負った事故、さらに、パキスタン奥地で日本人観光客を乗せたバスが転落して、日本人乗客一三人が死亡した事故などが、例として挙げられる。

ところで、渉外的要素をもった事件が発生した場合、一体、どこの国の裁判所が裁判をするのか、という問題が当然に起ってくる。

これが、すなわち国際裁判管轄（権）（または、一般管轄権）の帰属の問題であり、今のところ、これについては、国際的に確立された明確な原則（法則）といえるものはないし、また、わが国内にも、国際裁判管轄を直接に規定した成文法規も存在しない。

そのために、国際裁判管轄についての決定は、専ら、解釈に委ねられているというのが現状といえる。

離婚については、すでに、判例法が形成されつつある。⁽¹⁾そして、財産関係については、昭和五六年一〇月一六日のマレーシア航空機墜落事故によって死亡した日本人遺族の外国航空会社に対する損害賠償請求の訴に関して、わが国の裁判権を肯定した初めての最高裁判所の判決がなされた。しかし、本判決は、あくまで航空機の墜落事故によって死亡した日本人の遺族の外国航空会社に対する損害賠償請求であることを当然の前提とするものであるから、具体的な裁判権の範囲については、今後の判例の蓄積を待つことになろう。⁽²⁾

他方、学説では、渉外的民事事件については、内国土地管轄の規定からわが国の裁判権の限界を推知するほかに方法はなく、わが国内に、内国土地管轄の規定に定められている裁判籍（普通裁判籍及び特別裁判籍）が認められる事件についてはわが国の裁判権が及ぶとするのが民事訴訟法上の通説である。先の最高裁判例も、この立場に依っている。

これに対し、国際私法上では、渉外的争訟をどこの国で裁判するかは、どこの国で裁判することが最も適正・公平かつ

能率的であるかという民事訴訟法の基本理念から決めるべきであるとし、その際、国内民事訴訟法の場所的分配に関する規定（土地管轄の規定）を類推することは許されるとするのが有力である。

国際裁判管轄が決定されれば、それが手続法、抵触法を適用するための基準となるため、国際裁判管轄の決定は大変重要な意味をもつ。もし、わが国に裁判管轄が認められると、事件はわが国の手続法にしたがって審理され（「手続法は法廷地法による」の原則の適用）、そして、紛争解決の基準となる実体法も、わが国の国際私法（抵触法）——具体的には法例——の適用によって決定されることになる。

以下では、国際裁判管轄の決定に際しての学説の立場を述べて、主に、財産関係における事件についてわが国の裁判権に触れた戦後の判例を取り上げて、それに若干の検討を加えてみたい。

- (1) 最高裁昭和三九年三月二五日判決（民集一八卷三三三号四八八頁）は、離婚事件の国際裁判管轄は原則として被告の住所がわが国にあるときに認められ（被告住所地主義）、この原則を貫くと原告に不当な結果を強いる場合には、例外として原告の住所がわが国にあれば被告の住所がわが国になくても肯定されるとする。「思うに、離婚の国際的裁判管轄権の有無を決定するにあたっては、被告の住所がわが国にあることを原則とすべきことは、訴訟手続上の正義の要求にも合致し、また、いわゆる跛行婚の発生を避けることにもなり、相当に理由のあることではある。しかし、他面、原告が遺棄された場合、被告が行方不明である場合その他これに準ずる場合においても、いたずらにこの原則に膠着し、被告の住所がわが国になれば、原告の住所がわが国に存していても、なお、わが国に離婚の国際的裁判管轄権が認められないとするのは、わが国に住所を有する外国人で、わが国の法律によっても離婚の請求権を有すべき者の身分関係に十分な保護を与えないこととなり（法例一六条但書参照）、国際私法生活における正義公平の理念にもとる結果を招来することとなる。本件離婚請求は上告人が主張する前記事情によるものであり、しかも上告人が昭和二年一月以降わが国に住所を有している以上、たとえ被告がわが国に最後の住所をも有しない者であっても、本件訴訟はわが国の裁判管轄権に属するものと解するを相当とする。」同旨・最高裁昭和三九年四月九日判決（家裁月報一六卷八〇号七八頁）。

- (2) 塩崎勤『ジュリスト』七五八号八七頁。

(3) これは、一国の裁判権をその主権(司法権)の作用の一態様とみて、原則上、自国の裁判権のおよぶ範囲と国家主権のおよぶ範囲とは一致するものとする国際公法的発想にもとづく。

二 国際裁判管轄を決定する基本的な考え方と学説

(一) 国際裁判管轄を決定する基準となる基本的な考え方には、次にあげる国家主義、国際主義、そして普遍主義がある。⁽¹⁾

(イ) 国家主義 国家主義とは、自国の国際裁判管轄は自国民の利益を第一に考えて決定されるとする立場であり、その例はフランスにみられる。フランス民法第一四条には、「フランスに居住しない外国人であっても、その者がフランスにおいてフランス人と締結した債務の履行については、フランスの裁判所に呼び出すことができる。外国人が外国においてフランス人に対して締結した債務についても、フランスの裁判所に引致することができる」と定められ、また、同法第一五条には、「外国人であっても、フランス人が外国において締結した債務については、そのフランス人をフランスの裁判所に引致することができる」と定められている。⁽³⁾したがって、フランス人が原告であろうと、被告であろうと外国人との訴訟については、フランス国に国際裁判管轄が認められる。また、西ドイツのように、自国の民事訴訟法上、いずれかの地方裁判所に裁判籍が認められる場合には、そのことだけで自国の国際裁判管轄を肯定する立場も、国際的な配慮に欠けるという点から、やはり国家主義であるとされる。

(ロ) 国際主義 国際主義とは、国際裁判管轄の問題を国家主権である司法権の抵触とみて、対人主権および対物主権という国際法上の原則に従って解決しようとする考え方である。たとえば、不動産を直接目的とする権利関係の訴訟についてその所在地国の裁判所の専属管轄を認めたり、また、身分関係の訴訟について対人主権にもとづき本国の管轄権を認

めるのは、その理念の現われとみる。

(ハ) 普遍主義 普遍主義とは、各国の裁判機関が国際的に協力して国際的私法交通から生じる民事・商事事件の裁判機能を分担することから、国際裁判管轄の決定とは、そのような国際社会における裁判機能の各国の裁判機関への分配であるとする考え方である。このような観点に立てば、国際的な裁判管轄の決定も、国際的な規模における裁判管轄の場所の分配ということになり、国内の裁判所間での土地管轄の決定と本質的に異ならないとする。

(ニ) 学説では、国際裁判管轄について、わが国の民事訴訟法の国内土地管轄である普通裁判籍（同法第一条～四条）または特別裁判籍（同法第五条～二〇条）がわが国にあれば、わが国に裁判管轄を認めるとするのが民事訴訟法学の有力説である。⁽⁴⁾ この学説は、国際裁判管轄を土地管轄の規定から逆に推知すべきであるとするところから、逆推知説といわれる。⁽⁴⁾ この考え方によれば、国際裁判管轄を決めるに当って、裁判所は、自国の民事訴訟法上の土地管轄の規定から自国の裁判管轄の有無を判断すれば足り、改めて国際的な考慮を通して、国際裁判管轄の有無を判断することは原則しては必要のないことになり、結局、国際裁判管轄の合理性のある、かつ、国際的に妥当する国際裁判管轄の分配の原則は確立し難いことになる。⁽⁵⁾

事実、国内の土地管轄の規定から直ちに国際裁判管轄を決めてしまうと、不合理な結果を招くことになる。⁽⁶⁾ 例えば、民事訴訟法第二条二項には、「日本ニ住所ナキトキ又ハ住所ノ知レサルトキハ普通裁判籍ハ居所ニ依リ、居所ナキトキ又ハ居所ノ知レサルトキハ最後ノ住所ニ依リテ定ル」とある。この規定を直ちに国際裁判管轄に適用すれば、かつて一度でもわが国に住所を有したことがある者は、後日、外国に住所を変えたとしても、その者の裁判籍は日本にあることになって日本で応訴しなければならない。

また、民事訴訟法の第五条には、「財産権上ノ訴ハ義務履行地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得」とあり、また、民法

第四八四条では不特定物の引渡についてはその履行地を債権者の住所地と定めているから、同法第四八四条が準拠法になれば、日本に住所のある債権者は外国に居住する債務者に対して日本で訴を起すことができる。

さらに、民事訴訟法第八条には、「日本ニ住所ナキ者又ハ住所ノ知レサル者ニ対スル財産権上ノ訴ハ請求若ハ其ノ担保ノ目的又ハ差押フルコトヲ得ヘキ被告ノ財産ノ所在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得」とある。この規定をそのまま国際裁判管轄に適用すると、日本にわずかな財産しか持たない者でも日本の裁判所で応訴しなければならず、また、外国の船舶や航空機がたまたま日本に寄港したというだけでその所有会社は、日本の裁判所での応訴を強いられることになる。

(三) これに対し、国際私法学では、国際裁判管轄を決定する理念としては普遍主義を妥当とするのが通説的見解であり、国際裁判管轄の決定とは各国の裁判機関の裁判機能の分配ということになる。したがって国際裁判管轄の決定は国内における裁判所間の土地管轄の決定と同じく、裁判管轄の場所的分配ということになる(このことから、管轄配分説と呼ばれる)。かくして、国際裁判管轄についての立法または解釈も、民事訴訟の基本理念である裁判の適正・公平・能率性がいずれの国の裁判所で期待、実現できるかを基準にして、行なわれるべきであり、その際、国内の土地管轄に関する規定を類推することは可能であるとする。⁽⁸⁾

この立場から、国際裁判管轄を決定する具体的基準をあげれば、次のようになる。⁽⁹⁾

(イ) 適正な裁判が行なわれるために、正確な事実認定がなされ、かつ当事者が十分な攻撃防禦方法を提出する機会を与えられなければならない。このような観点から、係争物の所在地、証拠方法が容易に収集できる地、当事者が攻撃防禦の活動の足掛りとすべき生活ないし経済的活動の拠点となる地の国に裁判管轄が認められてよい。

したがって、わが民事訴訟法の土地管轄の規定のなかで、

(1) 不動産に関する訴について、その所在地(一七条)、

- (2) 相続権に関する訴について、相続の開始時における被相続人の普通裁判籍所在地(一九条)、
 - (3) 不法行為に関する訴について、その行為地(一五条)、
 - (4) 海難救助に関する訴について、救助された船舶の最初に到達した地(一六条)、
 - (5) 事務所または営業所を有する者に対する訴について、その事務所または営業所の業務に関する限り、その所在地(九条)に裁判籍を認める各規定は、国際裁判管轄を決定するに当って類推できる。
 - (ロ) ローマ法以来、「原告は被告の法廷に従う」という原則が確立され(民事訴訟法第一条)、その趣旨は、当事者を平等に取り扱うべきとする公平の要請から、相当な準備をして訴を提起する原告と不意をつかれる被告との不公平を和げることであり、国際民事訴訟法の場合にも妥当することである。したがって、原則としては、被告の住所地のある国に裁判管轄を認めることにして、場所的な面から原告に不当な不利益をもたらし、結果的には裁判の拒否にもなりかねない場合には、原告保護の見地から特別な(あるいは例外的な)裁判管轄を認めるべきであろう。⁽¹⁰⁾
- したがって、この観点から、
- (1) 民事訴訟法第二条二項の「日本ニ住所ナキトキ又ハ住所ノ知レサルトキハ普通裁判籍ハ居所ニ依リ、居所ナキトキ又ハ居所ノ知レサルトキハ最後ノ住所ニ依リテ定ル」との規定は、世界のどこの国にも住所がなくまたは知れないときに、はじめて日本の居所によって定まり、同じく、世界のどこの国にも居所がなくまたは居所が知れないときに、はじめて日本の最後の住所によって定まると解する。⁽¹¹⁾ さもないと、日本にかつて住所を有した者は、その後、外国に移住し現に外国に住所を有していても、日本の裁判所の管轄権が認められてしまい、その他の点でわが国と何の関係ももたない被告は、日本での応訴を強制されることになるからである。⁽¹²⁾

- (2) 民事訴訟法第四条第三項の「外国ノ社団又ハ財団ノ普通裁判籍ニ付テハ日本ニ於ケル事務所、営業所又ハ業務担当

者」の住所によって定まるとの規定は、主たる事務所等が外国にある場合には、日本における業務に関する訴にかぎって、日本の裁判管轄を認めるべきである（同法第九条の類推⁽¹³⁾）。

(3) 民事訴訟法第五条の「義務履行地」に裁判籍を認める規定は、契約にもとづく債務（義務）の履行請求についてのその履行地が契約のなかで明示されているか、契約内容から明らかである場合に限り国際裁判管轄の基礎となる。⁽¹⁴⁾

(4) 国際裁判管轄を決定するに際しては、ある国の判決が他の国で承認され、執行されうる可能性をも考慮に入れなければならない（同法第二〇条、民事執行法第二二条、二四条）。

この点から、

- (1) 財産権上の訴について、担保の目的物の所在地（八条）、
- (2) 船舶をもって担保とする債権に基づく訴について、船舶の所在地（二一条）、
- (3) 登記・登録に関する訴について、登記・登録をなすべき地（一八条）に裁判籍を認める規定は、国際裁判管轄にも類推して適用できる。

配分管轄説によると、国際裁判管轄の存否を決定する際に、国際民事訴訟法の基本理念である裁判の適正、公平、能率性という面から考慮して、わが国の土地管轄に関する規定の中で、そのまま類推しても差し支えないものと、修正を必要とするものがある（この点から、管轄配分説は修正類推説ともいえよう⁽¹⁵⁾）。

- (1) 池原季雄「国際的裁判管轄権」『新実務民事訴訟講座(7)』一五頁～一六頁。
- (2) 藤田泰弘「日本裁判官の国際協調性過剰」(4)～(5)『判例タイムズ』二四八号八三頁、二四九号三二頁。
- (3) 『フランス民法典——家族・相続関係——』法曹会訳。
- (4) 兼子一『体系民事訴訟法』六六頁、菊井雄大・村松俊夫『全訂民事訴訟法1』四三頁、小山昇『民事訴訟法』二三頁、菊井雄

大『民事訴訟法上』二六頁、斎藤秀夫『民事訴訟法概説』六〇頁。

(5) 池原・前掲七頁。

(6) 池原・前掲七頁～一八頁。青山善充「国際裁判管轄」『新版・民事訴訟法演習判決手続(1)』一七頁、同「国際裁判管轄」『別冊ジュリスト民事訴訟法判例百選』(第二版)二〇頁～三〇頁。

(7) 池原・前掲一六頁、一八頁、山田録一・沢木敬郎編「国際私法講義」二三一頁、渡辺惺之「財産関係事件の裁判管轄権」『国際私法の争点』一四九頁、民事訴訟法学では、新堂幸司「民事訴訟法」五八頁、青山善充「国際的裁判管轄権」『民事訴訟法の争点』五一頁、竹下守夫「金融・商事判例」六三七号四九頁、五三頁。

(8) 池原・前掲一六頁、一八頁。

(9) 青山・前掲『民訴訟法の争点』五一頁～五二頁、同・前掲『新民訴訟法演習』一八頁～一九頁、牧山市治「国際裁判管轄権について」判例タイムス四五六号三〇頁、三一頁。

(10) 青山・前掲『新民訴訟法演習』一八頁。渡辺・前掲『国際私法の争点』一五〇頁、牧山・前掲三〇頁。

なお国内事件とは異なり、涉外事件では、国際的な移送による管轄配分の修正ということは考えられないので、いかなる場合に被告住所地主義の例外を認めるかは困難な問題である。弱者保護の要請はその一つになるうか。

(11) 池原・前掲一七頁、青山・前掲『民訴訟の争点』五二頁。

(12) 後掲四注(1)を参照のこと。

(13) 後掲四注(2)を参照のこと。

(14) 新堂・前掲五八頁。

三 判例の紹介

財産関係の事件で、わが国の裁判管轄に触れた戦後の判例を取り上げて、その具体的な内容から、どのようにしてわが国の裁判管轄の有無を判断しているのかをみてみる(なお、(5)、(10)については、事実を省略させていただいた)。

(1) 東京地裁昭和三四年六月一日判決(下民集一〇卷六号一二〇四頁)。

【事実】 日本にいるアメリカ合衆国人の原告がアメリカ合衆国カリフォルニア州法によって設立され、日本に支店も営業所も持たない法人である被告とカリフォルニア州で雇用契約を結び極東方面においてセールスマンとして働いていたところ、右雇用契約が解除されたので帰国のためアメリカ合衆国西海岸までの本人およびその家族の旅費ならびに家具等の輸送賃を請求する訴を起した。

【判旨】 本来国の裁判権はその主権の一作用としてなされるものであるから、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であり、この意味においては原則として、その訴訟の当事者にして自国領土内にあるものに対しては何人に対してもこれを行い得るとともに、自国民たる限り領土の外にあるものに対してもこれを及ぼし得るものである。この原則からすれば被告が外国にあり外国人である場合にはその者が自ら進んで服する場合の外は当然には自国の裁判権は及ばないものというべく、このことは一般に「原告は被告の管轄裁判所に訴を提起することを要する」という原則が国際的管轄の領域においても妥当することと相照応する。しかしこの人的な関係のほかに現代諸国の多くは例えば自国の領土の一部たる土地に関する事件その他とくにその国となんらか関連ある事件については当事者所在のいかんを問わずこれに裁判権を及ぼし得るものとして一般に知られたところである。当事者の合意にもとづく管轄権の如きもまたその一態様たるを失わない。そしてそのいかなる訴訟がその国と関連あるものとして、その国が裁判権を有するものとすべきかは、もっぱらその国自ら決するところであり、現に諸国の制度も必ずしも一致するところがないが、これをひろく認めるときは一面において他国の主権の作用たる裁判権と抵触するおそれがあり、他面当事者とくに被告の所在に関連していちじるしく不公平な結果を招くこともなりやすいのであって、これらの面からおのずから一定の限界を設けるべきことは明らかである。

わが国においては、かかる意味でわが裁判権の及ぶ事件が何であるかは、法律に直接の規定がなく、よるべき条約も存せず、また一般に承認された明確な国際法上の原則も確立しているとはいえないのが現状であるが、民事訴訟法はその管轄とくに土地管轄の規定において一定の事項か一定の土地に関連あるものとしてその地の裁判所の管轄に属せしめているところから間接にこれらの事項がわが国に関連あるものと推認することは相当である。しかしこの場合にも、もともと民事訴訟法は被告の普通裁判籍所在地の裁判所をもって土地管轄の原則とし、その外に一定の事物についてはこの普通裁判籍たる管轄と競合して当事者の公平と審判の便宜の見地から特別の土地管轄を認めているのであって、そのいずれの管轄によるにせよしよせんはわが国の裁判所のいずれかが管轄権をもつのであって、当事者の利害の対立は比較的軽微であるのみでなく、もしある管轄裁判所での事件の処理がいちじるしい損害又は遅滞を生ずるときは裁判所は他の管轄権ある裁判所へこれを移送することによってその弊害を避ける余地がある(民事訴訟法第三十

一条)のに比し、国際的管轄の問題はいずれの国の裁判所が管轄権を有するかにより当事者はそこへの出頭の難易、言語法律の相違等において利害の関するところはきわめて大となり、かつそれをさける為の移送の制度の存しないことを考えると、国内法たる民事訴訟法の管轄の規定をすべてそのままわが裁判権の所在を決定するための標準とするのは相当でなく、その間前述の考慮にもとづく一定の限界が考えられなければならないのである。

本件は日本に現在するアメリカ合衆国人たる原告がアメリカ合衆国カリフォルニア州法によって設立せられ同州に本店を有し、日本にはなんら支店も営業所も有しない法人たる被告に対し、契約にもとづく債務の履行を求め訴である。

まず原告は日本に住しわが主権に服するものであるのみでなく自ら訴を提起し、わが裁判権に承服するものであるから、これにわが裁判権の及ぶことは明らかであるが、被告は外国にある外国法人であるからこの点だけからいえば、本件において被告に対しわが裁判権の及ばないとするのが原則的に正しいというべきである。しかし訴訟の事物に対する関係において被告の所在いかんに拘らず、わが裁判権を及ぼし得る場合の存することは前述のとおりであるからさらにこの点について検討しなければならない。

……民事訴訟法第八条を……、被告がわが国内にいやしくも差し押えるべき財産を有する限り、その種類、価額のいかんを問わずわが裁判権が及ぶものとするときは、わが国に現在し、少くともわが国裁判所を扱んだ原告の利便にはかない、かつ実効性を収めるものとは言い得ても、日本に現在しない被告にとっては著しい不利益を免れないこととなる。被告の財産がわが国土の一部である土地で、これを直接の目的とする財産権上の請求の如きものならば、その財産とわが国との関連が緊密であるが、その財産が動産の場合はその土地との結びつきはきわめてうすいこととなる。しかも本件財産は原告の主張する如き若干の商品見本その他であり、原告が日本のみならず極東各地にセールスマンとして行動していたことからすれば、それらの財産が本邦内に存在したのはたまたまそうであったという偶然の結果に近いといわなければならない。この程度の関連性はまだわが裁判権が外国にある外国人(ないし外国人)に及ばないとする原則に対する例外とするには十分でなく、被告はその所在において訴えられるとの基本的利益を侵すに足るだけの理由を構成しないと解するのが、もつとも公平にかなうものというべきである。

(2) 東京地裁昭和四〇年四月二六日決定(判例時報四〇八号一四頁)。(1)

【事実】 航空会社に飛行要員を供給することを業とするアメリカ合衆国カリフォルニア州法人に対し、これに雇われて日本の航空会社で働いていた従業員が、解雇の効力を争い、賃金仮払いの仮処分を申請した。

【判旨】 外国法により設置された法人といえども、わが国内に事務所等を置いて営業を行う場合、わが国の裁判権に服すべきこと

は多言を要しないところであつて、民事訴訟法第四条三項もこれを当然の前提とする規定と解すべきである。ところで、被申請会社が飛行要員五二名を日本国内の航空会社に提供し、その営業を肩書地の現業事務所において行なっていることは前述のとおりであるから、同会社にわが国の裁判権が及ばないという被申請人の主張は採用できない（右現業事務所は民事訴訟法第四条第三項にいわゆる「日本ニ於ケル営業所」にあたる）と解すべきであるから、同会社は、同所に普通裁判籍を有するわけであつて、本件仮処分申請は同会社の右普通裁判籍所在地を管轄する当裁判所の管轄に属する）。

(3) 東京地裁昭和四〇年五月二七日判決（民集一六卷五号九二三頁）⁽²⁾。

【事実】 アメリカ合衆国において、日本人である原告が、アメリカ人である被告に対しアメリカ映画の日本上映権を買い取るアメリカドルを立て替えてくれるならば右映画の日本での興行収入を配分するとしたが、右映画は上映されなかつたので、立替金その他の損害の賠償を請求する訴をカリフォルニア州上級裁判所に提起したことから、逆に原告が被告に対して右債務の不存在確認の訴を提起した。

【判旨】 本件は不法行為にもとづく損害賠償債務不存在確認の訴であるが、この種の訴は、右債務の不存在を主張する者（加害者と主張される者）から提起されるものではあるが、その存在を主張する者（被害者と主張する者）から提起される不法行為にもとづく損害賠償請求の訴や損害賠償債務存在確認の訴と訴訟における審理の対象を等しくするものであるから、この場合にも民事訴訟法第一五条第一項が適用され、被告（不法行為にもとづく損害賠償債権の存在を主張している）の主張するところにしたがって同項にいわゆる不法行為地を決定すべきである。ところで、右不法行為地には行為のなされた地だけでなく、損害の発生した地も含まれると解すべきところ、成立に争いのない甲第一号証の一ないし三によれば、被告は訴外ファームランドエンド・ディブエロブメント・カンパニーと共同して一九五七年（昭和三二年）一〇月三〇日カリフォルニア州上級裁判所（The Superior Court of the state of California）へ原告らに対する損害賠償請求の訴を提起したこと、その訴状には、第一次的な請求原因として、被告は、原告米本がアメリカ合衆国カリフォルニア州でなした別紙目録記載の不法行為により、(1)昭和二九年一月ごろ訴外ナショナル・ブロードキャストイング・カンパニー（NBC）に対し映画「海の勝利」の日本における上映権の買取代金として支払った金一四、〇〇〇ドル、(2)右映画の日本への輸入免許を得るために代理人を日本へ派遣した費用金三、五〇〇ドル、(3)右輸入免許を獲得しようとして費した電報代、長距離電話代、法律手続費用その他の費用金六、五〇〇ドルの損失を蒙り、さらに(4)右映画を日本へ輸入し上映することができ

た場合に得られたであろう利益金七万ドルを失ったので、これらの損害の賠償を求める旨記載されていることが明らかである。そして、被告の主張する右損害のうち、(2)の一部は被告の代理人が東京滞在中に費した費用であり、(4)の一部も右映画を東京において上映した場合に、東京において得たであろう興行収入の純益金であるから、被告の主張する本件不法行為による損害発生地には東京も含まれるものといわなければならない。

(4) 横浜地裁昭和四一年九月二九日判決(下民集一七卷九・一〇号八七四頁)。

【事実】 東京港浦賀水道久里浜沖でヨットに乗船中、オランダ国の会社所有の船舶に衝突、沈没させられ死亡した日本人の遺族が、同会社所有の別の船舶が横浜港に寄港したのをとらえて仮差押えの申請をした。

【判旨】 一般に船舶が衝突した場合その衝突より生ずる損害賠償の訴訟事件を扱う裁判所は加害者たる被告国の裁判所か、被害者たる原告国の裁判所か、衝突地の国の裁判所か、加害又は被害船舶の所在地の国の裁判所か、船籍国の裁判所かに関して古くから争われ、ために国際的統一法運動が展開され、一九五二年「衝突についての民事裁判管轄に関する若干の規定の統一のための条約」も成立している。この条約によれば原告は差押地を管轄する裁判所(または担保を供した地の裁判所)、衝突が港湾または内水で生じたときはその衝突地の裁判所等を選択して訴を提起できることとなっているが、この条約に未だわが国は批准ないし加入していないから直接この条約を基準とし判断することはできない。かかる場合の裁判管轄については広く一般の国際的私法事件と同様他によるべき条約もなく一般に承認された明確な国際法上の原則も確立していないから現在のところ一般の民事裁判権の範囲の問題として理論的に考えるほかはない。

本来国の裁判権はその主権の一作用としてなされるものであるから、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であり被告が外国に本店を有する外国法人の場合はその者が進んで服する場合のほかは日本の裁判権は及ばないのが原則である。しかしながら、この例外として自国とんらかの関連ある事件については主権の及ぶ限り当事者所在の如何を問わずこれに裁判権を及ぼし得ることあるを否定するのではなくその範囲については各国の自由に定めるところといわねばならない。しかしわが国では法律で直接この範囲について規定していないので、民法法の土地の特別管轄の規定から逆にたとえば日本国内に特別の土地管轄を有する者は原則としてわが裁判権に服するものと推知するとか理論によって決するほかはないであろう。

たとえば民法八条は差押うることを得べき被告の財産があれば被告が外国人で日本に住所がなくともその財産所在地の日本の裁判所に土地管轄を認めている。もとより土地管轄の規定は裁判権あることを前提としたものであり、かかる場合は判決の実効を確保

できるので特に裁判権を認めたものというべく、その財産が土地と結びつきのうすい動産であろうと偶然存在したものであろうと問わないものと解する。

(5) 東京地裁昭和四二年一〇月一七日判決(下民集一八卷九・一〇号一〇〇二頁)。

【判旨】 渉外民事事件について、その国際的裁判管轄権がどの国の裁判所にあるかに関しては、その事件が問題となっている国(法廷地国)の国際民事訴訟法により決定されるものというべきところ、わが国にはこのような国際民事訴訟法ともいべき法規は存在しないので、条理上、事件の国際性および合理的国際慣行等に反しないかぎり、わが国民訴訟法の国内管轄に関する諸規定を類推適用することによって処理するのが相当である……。

そこで、本件のような船荷証券上の約款による裁判管轄の合意について考える。わが国民訴訟法第二五条の法意ならびに書面による合意を必ずしも要求していない諸外国の立法例等に照し、船荷証券に管轄合意の内容が明らかにして記載してある限り、船荷証券の所持を前提にして行動する者は、右裁判管轄約款を含めて船荷証券の全約款を承認したものと解して、これと運送人との間に裁判管轄の合意が成立したものと考えるべきである。

そして右合意によってわが国の裁判管轄権が有効に排除される要件としては、(イ)当該事件がわが国の専属管轄に属しないこと、(ロ)わが国の裁判管轄権を排除する結果として指定される当該外国の裁判所がその事件につき裁判管轄権を認めること、をもって足りると解する……。

当事者が本件海上物品運送契約の効力について、いずれの国の法律による意思であるかが分明ではないが、右契約は香港で締結され、その船荷証券も同地で発行されているので、右契約の効力については、香港法が準拠法になるものと解される。そして弁論の全趣旨によれば香港法においては債務不履行等から生ずる損害賠償義務すなわち金銭債務の履行の場所は、債権者の住所でないし営業所在地であると解されるから、本件損害賠償債務の履行の場所は原告の営業所在地である東京都である。従って民事訴訟法第五条の類推適用により、わが国の裁判所は、本件につき国際的裁判管轄権を有するものといふべきである。

(6) 東京地裁昭和四五年三月二七日判決(判例時報五九八号七五頁)⁽³⁾。

【事実】 本件は、原告が売買代金取立のための荷為替手形を振出し、いわゆる支払渡の方法によるべきことを指示して三菱銀行に

取立を委任し、三菱銀行はアメリカ銀行パリ支店に、同銀行は被告銀行パリ支店に順次再委任したところ、同被告銀行は委任の趣旨に反し、手形金の支払をうけないで船荷証券を買主に引渡し、その結果原告は損害を蒙ったとして損害賠償を求める訴を起した。

【判旨】 本訴は、わが国の法人たる原告がフランス国法人たる被告を相手として委任契約上の債務不履行による損害の賠償を請求するものである。かかる契約関係を対象とする涉外民事訴訟法の国際的裁判管轄については、いまだ確立された国際法上の原則はなく、わが国にも一般的成文規定はないから、本件における裁判管轄は、わが国内の土地管轄を定める民事訴訟法の規定を参酌して条理によりこれを決するほかはない……。

ところで、本件被告は、フランスに本支店を有するフランス法上の会社であるところ、日本に事務所も営業所もないことは、当事者間に争いがなく、また何らかの財産を有すると認められる証拠はないから、法人等の普通裁判籍、財産所在地の裁判籍を定めるわが民事訴訟法の規定を類推して本件に対するわが国の裁判管轄を肯定するということはできない。

そこで、原告が主張するように、本件につき義務履行地を根拠とする国際管轄が認められるかどうかを考える。

義務履行地がいずれの国にあるかを決定するには、まず、当事者間の契約関係に適用される準拠法の決定が前提であるところ、原告主張の本件委任契約関係につき当事者間に契約準拠法指定の合意がなかったことは、当事者間に争いが無い。

しかし、本件請求原因によると、原告が日本においてその主張の手形金の取立を三菱銀行に委任し、ついで同銀行がこれをパリ市所在のアメリカ銀行パリ支店に委任し、同支店がさらにこれを同市において同市所在の被告銀行パリ支店に委任したのであるから、これにより、かりに原被告間に直接の法律関係が生じたとしても、右法律関係は両者の直接の法律行為によってではなく、アメリカ銀行パリ支店と被告との間における第三委任契約の締結によって成立したわけである。そして右第三委任契約は、アメリカ銀行パリ支店（同銀行がフランスにおいてフランス国法人と同様の権利能力を有することは当事者間に争いが無い。）がフランス国内においてフランス国法人たる被告銀行支店との間で締結したのであるから、とくにフランス法の適用を排除したことの認められない本件では、フランス法による意思のもとに締結したものと認めるのが相当である。したがって、原被告間の法律関係に適用される準拠法は、フランス法であるというべきである。もともと、第三取立委任契約の一方の当事者であるアメリカ銀行パリ支店が、原告もしくは三菱銀行の代理人又は復代理人であったとしても、代理人による法律行為の準拠法は、代理人の住所地の法律とすべきであるから、アメリカ銀行パリ支店の所在地がフランス国内である以上、準拠法がフランス法であることにかわりはない。

原告は、この点につき、原告主張の銀行間に順次行われた委任または復委任は、手形金取立という単一の事務処理のためのもので、一個の法律行為と目すべきであると、法例第九条の適用により行為地法たる日本法が準拠法である旨主張する。

しかし、異法地域間の法律行為であるか否かは、その法律行為が代理人により行われたときは、その代理人の住所地を基準として決すべきものと解すべきであるところ、原告被告間の法律関係の成立の経過は、上記のとおりで、両者間の直接の法律行為によるものではないから、異法地域者間の法律行為に関する法例第九条の適用の余地はないというべきである。

ところで、かりに、原、被告間に直接の委任関係が生ずるとしてもフランス民法第一二四条によると、契約上の義務履行地は、被告指摘のとおり原則として義務者の住所とされているから、原告主張の債務不履行による損害賠償義務は、債務者たる被告の住所、すなわちフランス国内であるというべきである。

してみると、本件について義務履行地を根拠としてわが国の裁判所に国際管轄を肯定することはできず、ほかに、わが国に本件の裁判管轄を認めるに足りる理由はない。

(7) 東京地裁昭和四七年五月二日判決(下民集二三券五〇八号二二四頁)⁽⁴⁾。

【事実】 フランス共和国の法人である原告が日本の商事会社を被告としフランス共和国パリ裁判所に債務不履行による損害賠償請求の訴を起し給付判決を得たので、その判決にもとづく強制執行をするために民事訴訟法第二〇〇条の外国判決に対する承認を求めた。

【判旨】

一 原告主張の判決を承認して、その執行を許すためには、少くとも右判決を言渡したというフランス共和国の裁判所が、原告の主張するような損害賠償事件について一般管轄権を有することが必要である。

而して、一般にわが国の裁判所が外国の裁判所の判決の効力を承認するためには、わが国法による国際裁判管轄の原則によって当該外国裁判所が何らかの管轄原因となる関係点(連結点)を有する(換言すれば、一般間接管轄を有する)場合でなければならぬ。

二 ところで、わが国法上涉外事件の国際管轄権一般について直接規定した成文の法規(いわゆる国際民事訴訟法)はないが、これらの法規の基礎となるべき根本理念は、少くとも当事者の公平な取扱、裁判の適正、迅速を期することにあるから、同一理念に立つ国内民事訴訟法を手がかりとし各種の渉外的法律関係の有する具体的な特殊性を考慮し、国内社会と異なる国際社会の諸条件に配慮を加えながら国内民事訴訟法を類推することによって、わが国法上の国際裁判管轄の原則ないし条理を見出し、法規の不備、欠缺を補充するのが適当であると考える。

三　そこで、次にフランス共和国の裁判所に一般管轄権が認められるどうかについて検討する。元来、一般間接管轄といふ一般直接管轄といつても、それは同一の事柄について異なる角度から見たものであり、現実はともかくとして、両者は同一の原則ないし抽象的基準によつて規律せられるべきはずのものである。即ち、判決国である外国の裁判所に連結される要素である一定の事実が、その判決の承認を求められたわが国に存在することによつて、わが国の一般（直接）管轄がめられるとするならば、このことによつて当該判決国の裁判所の一般（間接）管轄を認むべきであることは当然の条理と解すべきであるからである。

(一) 原告は、その主張する前記損害賠償請求事件は、わが民事訴訟法上の専属管轄ではなく、義務履行地がフランス共和国の領域内にあることを前提として、同国に一般管轄権を認めるべきであると主張している。原告の主張する右訴訟事件がその性質上、国際管轄の原則においてもわが国の専属管轄に属すべきものということはできないが、そうであるからといって、わが国法が義務履行地ないし契約上の義務履行地を国際管轄への連結点となし、当該事件について一般（直接）管轄を認めているものと即断することはできない。この点に関しわが民事訴訟法第五条は特別裁判籍として義務履行地の裁判所を明定しているが、このような特別管轄の規定を類推して国際管轄の原則であると断定できるかどうかは更に検討を要する。右規定を形式的に適用するとわが民法第四八四条は債権者の現住所を履行場所と定め、商法第五一六条は不特定物について債権者の住所を履行の場所と定めているので、わが国に住所を有する原告からの請求については、少くとも当該法律関係の準拠法が日本法である場合には債権者の住所地が義務履行地となり、常に日本の裁判所の管轄権を認めることになり、外国に居住する被告に困難な応訴を強制する結果となるのである。このような結果を招来する原則は、その準拠法によつてたまたま義務履行地が外国となり、外国の裁判所に管轄権が認められる場合があるとしても、国内社会と異なる国際社会における場所的考慮に欠け、被告の利益を害するものといわなければならない。従つて義務履行地をもつて国際管轄の連結点とするのは、国際私法交通の現状に照らし、わが国法上の原則ないし条理と認めることはできない。このことは、義務履行地が、理論上はともかく、国際社会発展の現段階において、いままなお国際裁判管轄への一つの連結点として取上げられるにいたっていないことに照らしても、首肯することができる（一九六六年四月二六日ハーグ国際私法会議において採択された「民事及び商事外国判決の承認並びに執行に関する条約」案にも義務履行地は国際管轄の連結点として取上げられていない）。

(8) 大阪地裁昭和四八年一〇月九日判決（判例時報七二八号七六頁⁽⁵⁾）。

【事実】 本件は米国法廷で既に係属中の製造物責任者相互間の求償訴訟（原告は米国法人、被告は日本のメーカー）の被告（日本のメーカー）が原告たる米国法人に対し日本の裁判所に右求償債務の消極的確認の訴を提起したものである。

【判旨】 本訴はわが国の法人たる原告が、米国法人たる被告丸紅飯田（アメリカ）会社を相手として、被告丸紅飯田（アメリカ）会社が、米国第一訴訟で係属中のいわゆる製造物責任（追求）訴訟において同被告が敗訴した場合を慮って、その場合同被告が行使を受くべき損害賠償債務につき予め原告を相手としてその求償を求め訴を前記米国法廷に提起（米国第二訴訟）したことに對抗して、かかる求償債務の不存在確認を求めるものである。

したがって、本訴の訴訟物たる製造物責任者相互間の求償債務の性質は、米国第一訴訟の訴訟物たる製造物責任に基く損害賠償債務（その法的性質については後述する）に起因し、かつこれと密接に関連するものであって、これと同一性を有するか、またはその変形にすぎないということができ、本質的に相違することはないといふべきである。

二、ところで、かかる製造物責任訴訟（本件のような製造物責任者相互間の求償訴訟をも含む）を対象とする涉外民事訴訟法の国際裁判管轄についてはいまだ確立された国際民事訴訟法上の原則はなく、わが国にも一般的成文規定はない。

したがって、本件訴訟において、わが国の裁判所が国際裁判管轄を有するかどうかは、わが国民事訴訟法上の管轄に関する規定（とくに土地管轄）を参酌し、かつ、条理にもとづいてこれを決するのが相当である。

三、本件被告丸紅飯田（アメリカ）会社は、米同ニューヨーク州に本店を有し、同州法により設立された会社であり、日本国内には支店も営業所も有しないことは弁論の全趣旨により認められ、また、同被告が日本に国内財産を有することは当事者間において主張立証することがないから、同被告は、かかる財産を有しないと推認するのが相当である。したがって法人等の普通裁判籍、および財産所在地の裁判籍を定めるわが民事訴訟法の規定とこれにより表示される条理にもとづいて本件に対するわが国の裁判管轄を肯定することはできない。

四、そこで、他にわが国の管轄に関する他の規定を参酌するかどうかの検討をすべきであるが、その前に本件のような製造物責任の法的性質について検討を加えてみる。

いわゆる製造物責任がわが国において論ぜられるようになったのは必ずしも古くはなく、したがって、その法的性質についてもいまだ定説はなく、不法行為責任によるもの、契約責任によるものと各種の法的構成が提唱されている（将来は、いわば報償責任的なものとして特別の法定責任として立法化さるべきが望ましいといえよう）が、現在の解釈としてはこれを契約責任と解することは一般的に商品の生産者（製造者）と使用者との間に契約の成立を認めることは擬制にすぎ、妥当でなく、むしろ当該商品の生産・製造

により利益をあげることに伴う一種の（特殊）不法行為責任（報償責任）と解するのが妥当である考える。

以上のように、製造物責任の性質を解するとすれば、製造物責任訴訟についての国際裁判管轄の有無については、民事訴訟法第一五条第一項の規定をしんしゃくして、同条同項にいう不法行為地のいかんによって、本件製造物責任訴訟の国際裁判管轄を定めるのが相当であり、かつ、かかる基準は製造物責任の有無について、不法行為地が利害関係に密接なことに鑑みれば、条理上も相当といえる。（もっとも、本訴は、米国第二訴訟の求償債務すなわち製造物責任（不法行為）に基づく損害賠償債務について、その不存在確認を求める訴ではあるが、このような不法行為に関する損害賠償請求権の消極的確認の訴について一般的には民事訴訟法第一五条第一項の規定が適用されることは、同規定が不法行為に関する訴につき、主として証明の便宜という観点から裁判籍を認めている趣旨からも明らかであり、したがって、本訴の国際裁判管轄についても、同一の基準によって判断することが許されることに多言を要しない）。

そして、同条項にいう不法行為のなかには加害行為地も含まれると解すべきところ、米国第二訴訟の原告（すなわち本件被告丸紅飯田（アメリカ）会社）の主張によれば、本件原告が設計または製造につき欠陥のある本件プレス機械を製造したという違法（加害）行為が原因となって同被告が米国第一訴訟で敗訴し、ために損害を被るおそれがある、というのであり、そして、原告の主張によれば本件プレス機械を日本（大阪）で設計し、かつ製造したというのであり（このこと自体関係当事者の主張等の弁論の全趣旨により認めることができる）、かかる（設計または製造につき）欠陥のある本件プレス機械の製造設計も含むという加害行為がなされた土地という観点からみると同規定にいう不法行為地には日本（大阪市）が入るものである。したがって本件訴訟については、不法行為に関する特別裁判籍（管轄）についての民事訴訟法第一五条第一項の規定を参酌すると、管轄に関する他の規定について更に検討を加えるまでもなく、日本の裁判所は国際裁判管轄（権）を有するというべきであり、しかも前述したところによれば、当裁判所において土地管轄を有することは明らかである。

(9) 東京地裁昭和四九年七月二四日中間判決（判例時報七五四号五八頁）⁽⁶⁾。

【事実】 本件は、昭和四一年二月四日に羽田沖で墜落した全日空ボーイング七二七型航空機の乗客の遺族である原告らから、右航空機を製造した被告（ザ・ボーイング・カンパニー）に対し、右航空機の製造的機能的欠陥が事故の原因であるとして、いわゆる製造物責任を根拠に損害賠償請求訴訟を提起したものである。

【判旨】 ところで、このような製造物責任に基づく損害賠償請求を対象とする涉外民事訴訟の国際裁判管轄については、いまだ確

立された国際民事訴訟法上の原則はないし、また、わが日本国にも成文法上の規定はない。したがって、日本の裁判所が本件訴えについて裁判管轄を有するか否かは、原・被告双方が主張するように、国際民事訴訟法上の基本理念としての条理に基づいて、これを決定するほかになく、また、そのようにしてこれを決定するのが相当である。そして、このことをさらに具体的に敷衍すれば、本件訴えにつきいかなる国の裁判所に裁判管轄権を認めるのがその裁判を適正・公平かつ能率的に行うのに最も適しているかということに充分に考慮するとともに、わが国内民事訴訟法上の土地管轄に関する規定をも参酌して、これを決定するのが相当である。ただし、裁判を適正・公平かつ能率的に行うということは、国内民事訴訟のみならず、国際民事訴訟にも通じる裁判一般についての基本理念であるというべきであるし、また、わが国内民事訴訟法の土地管轄に関する規定は右基本理念の一具現であると解することができる。ところ、国際裁判管轄権の決定の問題も、裁判権の場所的な分配に関する問題であるという点では、わが国内における裁判所間の土地管轄の決定の問題と、本質的に異なるものではないからである。

そこで、まず、わが国内民事訴訟法上の土地管轄に関する規定をみるに、製造物責任の法的性質を前記のとおり一種の不法行為責任であると解するのが相当であるとすれば、本件訴えについて参酌されるべき規定は同法第一五条第一項であるというべきところ、同項は、「不法行為ニ関スル訴ハ其ノ行為アリタル地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得」と規定しているが、この規定の趣旨は、本件訴えの国際裁判管轄権の決定の問題についても、原則として妥当するものと解すべきである。

よって、さらに、本件事故の発生した土地すなわちいわゆる結果発生地であるにすぎない日本国が本件の不法行為地に含まれるかについて考察するに、本件事故による被害者の保護およびその事故に関する証拠の収集の便宜等を配慮し、裁判を適正・公平かつ能率的に行うという観点からすれば、これを肯定的に解するのが相当である。たしかに、被告の主張するように、結果発生地が加害者の全く予測しえないような隔絶した土地であって、加害者がその土地で提起された訴訟に应诉しなければならぬことによって被る不利益が、その土地を不法行為地に含めその土地で裁判を行うことによつて得られる被害者の保護および証拠の収集の便宜等の利益に比して、著しく大である場合には、公平の観点から、その結果発生地を不法行為地に含めるのは相当でないとも考えられる。しかしながら、本件事故については、その加害者とされている被告が全世界を自由に航行しうる航空機の製造等を業とする大資本の会社であり、しかも、その製造にかかる航空機が日本国内においても多数運航されていることは公知の事実であること、および航空機に欠陥がある場合における人命事故等の発生は航空機の性質上不可避なものであることからして、本件事故の結果発生地である日本国が被告の全く予測しえない隔絶した土地であるとは到底いえないのであり、したがって、その結果発生地を不法行為地に含め、日本の裁判所に本件訴えの裁判管轄権を認めるとしても、被告に格別不当な不利益を強いることになるものではないというべきである。

(10) 最高裁第三小法廷昭和五〇年一月二八日判決(民集二九卷一〇号一五五四頁)⁽⁷⁾。

【判旨】 国際的裁判管轄の合意についても、民法二五條二項所定の管轄の合意と同様、書面をもってすることを要すると主張するが、国際民法上の管轄の合意の方式については成文法規が存在しないので、民法の規定の趣旨をも参しやくしつつ条理に従ってこれを決すべきであるところ、同条の法意が当事者の意思の明確を期するためのものにはかならず、また諸外国の立法例は、裁判管轄の合意の方式として必ずしも書面によることを要求せず、船荷証券に荷送人の署名を必要としないものが多いこと、及び迅速を要する渉外的取引の安全を顧慮するときは、国際的裁判管轄の合意の方式としては、少なくとも当事者の一方が作成した書面に特定国の裁判所が明示的に指定されていて、当事者間における合意の存在と内容が明白であれば足りると解するのが相当であり、その申込と承諾の双方が当事者の署名のある書面によるのでなければならぬと解すべきではない。

(11) 東京地裁昭和五四年三月二日中間判決(判例時報九二五号七八頁)⁽⁸⁾。

【事実】 タイ国バンコック市内で、Xは、Y₁の社員であるY₂の運転する乗用自動車に同乗していた折、右自動車がその前部を反対車線に突っ込んで対向車二台と衝突したため、傷害を負った。本件は、Xにおいて、Y₁に対して不法行為に基づき、Y₂に対しては第一次的に示談契約に、第二次的に不法行為に基づき、損害賠償等を求める訴を起した。

【判旨】

1 本件のような渉外的要素を有する民事紛争の解決について、いずれの国が裁判管轄権を有するかについては、未だ確立された国際民事訴訟法上の原則はなく、わが国にもその点に関する成文法上の規定はない。したがって、本件においてわが国に裁判管轄権があるか否かは、国際民事訴訟法上の基本理念としての条理すなわち本件訴えにつきいかなる国に裁判管轄権を認めるのが、本件訴訟の審理が適正、公平、能率的に行なわれるかによって決すのが相当と解すべきである。

2 そこで、右の立場に立って本件訴えについてわが国に裁判管轄権を認めるべきか否かについて判断を進める。

(一) 本件訴えが、被告木元に対しては第一次的には示談契約に基づく金員の支払請求であり、第二次的及び被告会社に対しては不法行為による損害賠償請求であること前記のとおりであるところ、不法行為の成否は公の秩序とも関連し、またそれに関する証拠の多くは一般的に不法行為地に存在するため、その証拠の収集、取調べの便宜という観点からは、本件につきタイ国に裁判管轄権を認め、同国の裁判所で審理を行なうのが相当であるといえなくもない。

国際裁判管轄について(荻原)

(二) しかしながら、わが国とタイ国との間に司法共助の取決めがなされていることは当裁判所に顕著な事実であるから、本件事故原因等に関する証拠のうちタイ国内に存在するものについては、国際司法共助によりその調取を行ない、これをわが国の裁判所へ提出することも不可能ではないばかりか、△証拠略によると、原告は事故後直ちに現地で入院加療を受けていたが、昭和四九年七月漸く移送することができるようになって帰国し、その後横須賀市田浦共済病院を経て東京都希望園に入院して現在に至っていることが一応認められるから、本件における損害額算定の基礎となる諸事実に関する証拠の多くはわが国内に存在するものといわなければならない。証拠の収集、取調べの便宜という面からみて必ずしもタイ国において訴訟追行がなされなければならないものではなく、訴訟の迅速処理という面においてもそのいずれが優るともいえない。

(三) また被告会社が日本国の法律によって設立された法人で、主たる事務所がわが国内に所在するのみならず、本件事故の発生地であるタイ国バンコック市に事務所を設けていることは本件記録ならびに弁論の全趣旨からして明らかであるから、本件訴訟がわが国内において追行されることにおいて被むる不利益不便是それ程大きいものとは考えられない。

もっとも、被告木元については、同被告が現在なおタイ国に居住していることは本件記録上明らかで、同被告にとって本件訴訟がわが国において追行されることは防禦上かなりの不利益、不便のあることが考えられないではない。しかしながら同被告は被告会社の社員で、被告会社の現地駐在員としてバンコック市に赴いていることは弁論の全趣旨から明らかであり、また本件において訴訟が被告会社のわが国内の事務所を通じてそれ程の日時を要することなく送達され、訴訟代理人も選任されていることは本件記録上明らかで、それらの点からするならば、同被告の被むる前記不利益、不便もそれ程大きいものとはいえない。

(四) 一方、証拠略及び本件訴訟の経過に照らすと、原告は前記のように現在なお入院中で、強直性四肢麻痺のため歩行、起立不能、膀胱直腸障害（大小便失禁）、高度の言語障害、会話不可能、仮面状顔貌、記憶力、記憶力減退等の障害があるとして、昭和五三年一月二五日東京家庭裁判所において禁治産宣告を受け、同審判がその後確定したことが認められ、本件訴訟についてわが国に裁判管轄権を認めず、タイ国において提起追行すべきとした場合、原告の被むる不利益不便是極めて大きいものといわなければならない。

そして、以上の諸事情を総合勘案するならば、本件訴訟につきわが国に裁判管轄権を認めるときは、被告らとりわけ被告木元にとつては少なからぬ不利益を受けるが、その不利益も本件がタイ国で審理される場合の原告の前記のような不利益に比して、少ないものといわざるをえず、またわが国において訴訟を追行する方がより適正、能率的処理が期待できるものといふべく、したがって本件訴訟についてはわが国に裁判管轄権を認めるのが相当である。

(12) 最高裁第二小法廷昭和五六年一〇月一六日判決（判例時報一〇二〇号九頁）⁽⁹⁾。

【事実】 マレーシア連邦の航空会社の運行する航空機の墜落事故によって死亡した日本人の遺族が、右会社を相手として名古屋地裁に対し損害賠償を求める訴を提起した。

【判旨】 思うに、本来国の裁判権はその主権の一作用としてされるものであり、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であるから、被告が外国に本店を有する外国法人である場合はその法人が進んで服す場合のほか日本の裁判権は及ばないのが原則である。しかしながら、その例外として、わが国の領土の一部である土地に関する事件その他被告がわが国となんらかの法的関連を有する事件については、被告の国籍、所在のいかんを問わず、その者をわが国の裁判権に服させるのを相当とする場合のあることも否定し難いところである。そして、この例外的扱いの範囲については、この点に関する国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のもとにおいては、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当であり、わが民法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば被告の居所（民法二条）、法人その他の団体の事務所又は営業所（同四条）、義務履行地（同五条）、被告の財産所在地（同八条）、不法行為地（同一五条）、その他民法の規定する裁判権のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適用するものといふべきである。

ところで、原審の適法に確定したところによれば、上告人は、マレーシア連邦会社法に準拠して設立され、同連邦国内に本店を有する会社であるが、張玉祥を日本における代表者と定め、東京都港区新橋三丁目三番九号に営業所を有するというのであるから、たとえ上告人が外国に本店を有する外国法人であっても、上告人をわが国の裁判権に服させるのが相当である。

(13) 東京地裁昭和五七年九月二七日中間判決（判例時報一〇七五号一三七頁）⁽¹⁰⁾。

【事実】 訴外Aが訴外Bから買受けた物品につき、Bは、Aを荷受人とするイタリア国ミラノ空港から新東京国際空港までの航空運送契約を締結したが、右契約の運送人はさらに外国法人であるY航空会社に右物品の運送を委託し、Yが運送を実行しようとしたところ、ミラノ市内で右物品は盗難事故にあった。X保険会社は、Aの被った損害を保険契約に基づき填補し、AがYに対して有する損害賠償請求権を代位取得したと主張してYに支払を求める訴を起した。

【判旨】 このように本件訴えにつき、その国際裁判管轄を個別に定めた条約はなく、しかもこの種の涉外民事訴訟の国際裁判管轄

についていまだ確立された国際法上の原則はなく、わが国にも成文法上の規定はない。

このような場合に、本件訴えにつき日本の裁判所に管轄権があるか否かは、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという民事訴訟の基本理念により、条理にしたがって決するのが相当である。

そして、わが国民訴訟法の規定する裁判籍のいづれかが、日本国内にあるときは、わが国の裁判所で審理した場合に、前記民事訴訟の基本理念に著しく反する結果をもたらすであろう特段の事情がない限り、わが国の裁判所に管轄権を認めるのが、右条理に適合するものといふべきである。

(14) 東京地裁昭和五九年三月二七日中間判決（判例時報一一一三号二六頁）⁽¹¹⁾。

【事実】 航空自衛隊所屬ヘリコプターの墜落事故による死者の遺族らが外国法人であるヘリコプターの製造会社に対して不法行為にもとづく損害賠償請求の訴を起した。

【判旨】 このように外国法人を当事者とする、涉外的要素を有する民事訴訟についての国際裁判管轄については、これを直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のもとにおいては、当事者の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理に従って決定するのが相当である。そして、わが国民訴訟法の土地管轄に関する規定に定められている裁判籍のいづれかが日本国内にあるときは、特段の事情のない限り、日本国裁判所に管轄権を認めるのが、右条理に適合するものといふべきである。

ところで原告らの本訴請求の要旨は、その主張によれば、バートル社製造にかかる本件ヘリコプターに着装されていた本件ソケットが破断し、これに差込まれていたローターブレードが飛散した結果本件ヘリコプターが墜落し、そのためにこれに乗務していた原告らの被相続人らが死亡するに至ったことに基づく損害賠償債務を被告がバートル社から承継したのでその支払を求めるところにあり、右請求原因に基づく原告らの本訴請求が、民事訴訟法第一五条第一項にいうところの「不法行為ニ関スル訴」に該当することは明らかといわなければならない。そして同項にいう「其ノ行為アリタル地」いわゆる不法行為地には、加害行為のなされた土地のみならずそれに基づき損害の発生した土地も含まれるものといふべきである……。

バートル社の製造にかかる本件ヘリコプターがその部品の破断を原因として日本国内で墜落し原告らに損害を生ぜしめ、かつ被告は右事故によりバートル社の負担に帰せられる可能性のある損害賠償債務をバートル社から承継した疑いがあるものといふべきであるから、バートル社ひいては被告の不法行為により日本国内において原告らに損害が生じたものとして、日本は不法行為地にあつた

り、従って民事訴訟法第一五条第一項による裁判籍が日本国内に存することとなる……。

右の如く民事訴訟法の規定による裁判籍が日本国内に存する場合であっても、当該事件をわが国の裁判所で審理した場合に、当事者の公平、裁判の適正、迅速を期するという民事訴訟の基本理念に著しく反する結果をもたらすであらう特段の事情が存するとき、例外的に右裁判籍によるわが国裁判所の管轄を否定するのが相当であるものと解すべきであるので、以下右特段の事情の存否について検討することとする。

そこで審案するのになるほど弁論の全趣旨により認められる本件ヘリコプター及び本件ソケットがいずれも米国において製造され米空軍に供給されたものであるとの事実及び被告及びパートナー社がいずれも米国法により設立され米国内に本店を有する法人であるとの事実によれば、わが国の裁判所で本件を審理した場合被告の防禦活動及び証拠調に若干の不都合をきたすことも予想されないではない。しかしながら、弁論の全趣旨によれば、被告は全世界を自由に航行しうる航空機の製造等を業とする大資本の会社であり、また、同じく航空機等の製造・販売を業とする被告の全額出資小会社であるボーイング インターナショナル コーポレーションが支店を日本に設置していること、原告らは不法行為地である日本国内に住所を有していること、本件事故発生後航空自衛隊の事故調査委員会により墜落原因の調査が行われていること、以上の事実が認められるのであって、右の事実を照らせば、わが国裁判所で本件を審理することが、必要な防禦の機会を奪われる程の不利益を被告に課するものとは認め難く、また証拠調について裁判の適正、迅速を害する程の不都合を生じさせるものとも言いがたい。

以上のほか右特段の事情を認めるに足りる事実を存しないから、結局右特段の事情は認めがたいものといわざるをえない。

- (1) 評釈として、喜田川篤典「涉外判例研究」『ジュリスト』三四九号一二〇頁。
- (2) 評釈として、三ツ木正次「涉外判例研究」『ジュリスト』三三七号一四四頁。
- (3) 解説として、沢木敬郎『ジュリスト・昭和四五年度重要判例解説』二一九頁。
- (4) 評釈として、沢木敬郎「涉外判例研究」『ジュリスト』五一六号一五七頁、解説として、三浦正人『ジュリスト・昭和四十年重要判例解説』二〇三頁。
- (5) 評釈として、越川純吉『判例評論』一八六号一四四頁、土井輝生「涉外判例研究」『ジュリスト』五六九号一四二頁、解説として、佐藤哲夫『涉外判例百選（増補版）』二七〇頁。
- (6) 評釈として、林脇トシ子『判例評論』一九三号二七頁、後藤明史「涉外判例研究」『ジュリスト』五八〇号一三九頁、解説と

して、平塚真『ジュリスト・昭和四九年度重要判例解説』二二八頁、高桑昭『涉外判例百選（増補版）』二六八頁。

- (7) 評釈として、友納治夫「涉外判例研究」『ジュリスト』六〇六号九〇頁、石黒一男「涉外判例研究」『ジュリスト』六一六号一四八頁、佐藤幸夫『判例評論』二一一号二八頁、伊藤乾「本田耕一」『法学研究』五〇巻三号九七頁、藤田泰弘『民商法雑誌』七五巻二号三二九頁、解説として、三ツ木正次『ジュリスト・昭和五〇年度重要判例解説』二二二頁、矢吹徹雄『判例タイムス』三三三号一一七頁、友納治夫『最高裁判所判例解説民事編・昭和五〇年度』五二四頁、平塚真『ジュリスト・涉外判例百選（増補版）』二七二頁、大須賀虔『ジュリスト・昭和五一年度重要判例解説』一一〇頁、

- (8) 評釈として、渡辺惺充「涉外判例研究」『ジュリスト』七一五号一一〇頁、解説として、海老沢広美『ジュリスト・昭和五四年度重要判例解説』三〇一頁。

- (9) 評釈として、竹下前掲『金融・商事判例』六三七号四九頁、青山善充『法学教室』一六号八三頁、小林秀之「国際裁判管轄とマレーシア航空事件判決」『法学セミナー』三二四号二〇頁、塩崎・前掲『ジュリスト』七五八号八六頁、小原喜雄『判例評論』二九六号三九頁、平塚真「涉外判例研究」『ジュリスト』七七〇号一三九頁、青山・前掲『民訴法判例』百選二〇頁、山田録一『民商法雑誌』八八巻一号一〇〇頁、解説として、後藤明史『ジュリスト・昭和五六年重要判例解説』二七八頁。

- (10) 評釈として、藤田勝利『判例評論』二九八号三〇頁、道垣内正人「涉外判例研究」『ジュリスト』八〇八号一〇八頁、小原喜雄『ジュリスト・昭和五八年度重要判例解説』二六頁。

- (11) 評釈として、石黒一恵『法学教室』四七号六八頁、道垣内正人『判例評論』三一〇号四一頁。

四 判例の要約

国際裁判管轄についての判例を要約すると次のようになろう。

- (1) 民事訴訟法第四条三項「第一項ノ規定ハ外国ノ社団又ハ財団ノ普通裁判籍ニ付テハ日本ニ於ケル事務所、営業所又ハ業務担当者ニ之ヲ適用ス」について。なお、同条一項は、「法人其ノ他ノ社団又ハ財団ノ普通裁判籍ハ其ノ主タル事務所又ハ営業所ニ依リ、事務所又ハ営業所ナキトキハ主タル業務担当者ノ住所ニ依リテ定ル」とする。

東京地決昭四〇・四・二六(2)は、被申請会社が飛行要員を日本の航空会社に提供し、その営業を肩書地の現業事務所で行なっているから、右現業事務所は民事訴訟法第四条第三項の「日本ニ於ケル営業所」にあたるとして、わが国の裁判管轄を認めた。

また、最高二小判昭和五六・一〇・一六(12)は、国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のもとにおいては、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当であり、わが民法の国内の土地管轄に関する規定の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適用とし、上告人は、マレーシア連邦国内に本店を有する会社であるが、日本における代表者を定め、東京に営業所を有するから、上告人が外国に本店を有する外国法人であってもわが国の裁判権に服させるのが相当であるとした。⁽¹⁾

東京地裁昭和五七・九・二七中間判決(13)は、日本の裁判所に管轄権があるか否かは、条理により決するのが相当であるとし、わが民法の規定する裁判籍のいずれかが、日本国内にあるときは、特段の事情がない限り、わが国の裁判権を認めるのが条理に適用として、日本国内に営業所を有する外国法人に対する訴につきわが国の裁判権を肯定した。

(2) 民事訴訟法第五条「財産権上ノ訴ハ義務履行地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得」について。

東京地判昭和四五・三・二七(6)は、国際裁判管轄については、わが国内の土地管轄の規定を参酌して条理により決するほかはないとし、契約にもとづく義務履行地に国際裁判管轄を認めた。⁽²⁾

これに対し、東京地判昭和四七・五・二(7)は、一般にわが国の裁判所が外国の裁判所の判決を承認するためには、わが国法による国際裁判管轄の原則によって当該外国裁判所が何らかの管轄原因となる関係点(一般管轄権)を有しなければならぬところ、一般間接管轄といひ一般直接管轄といひても、それは同一の事柄について異なる角度から見たものであ

り、判決国である外国の裁判所に連結される要素である一定の事実が、その判決の承認を求められたわが国に存在することによって、わが国の一般（直接）管轄が認められるならば、これによって当該判決国の裁判所の一般（間接）管轄を認めるべきであるとし、義務履行地につきこれを国際裁判管轄の連結点とすることは、国内社会と異なる国際社会における場所的な考慮に欠け、被告の利益を害するから義務履行地を国際裁判管轄の連結点とすることは、国際私法交通の現状に照らしわが国法上の原則ないし条理とすることはできないとした。

また、義務履行地が国際裁判管轄の基礎になるとして、それはどのようにして決定されるのか。東京地判昭和三四・六一(1)、東京地判昭和四二・一〇・一七(5)、そして東京地判昭和四五・三・二七(6)は、いずれも当該契約の準拠法によって決定されるとする⁽³⁾。

(3) 民事訴訟法第八条「日本ニ住所ナキ者又ハ住所ノ知レサル者ニ対スル財産権上ノ訴ハ請求若ハ其ノ担保ノ目的又ハ差押フルコトヲ得ヘキ被告ノ財産ノ所在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得」について。

横浜地判昭和四一・九・二九(4)は、日本にある財産が土地と結びつきやすい動産であろうと、偶然存在したものであろうと問わないとして、外国会社所有の他の船舶が寄港したのをとらえて、申請された仮差押えについてわが国の裁判権を認めた。

東京地判昭和三四・六・一一(1)は、わが国の国際裁判管轄については法律上の規定がないために、民事訴訟法の土地管轄の規定から推認するのが相当であるとし、しかし、この場合にも一定の限界を考えるべきであり、民法法第八条を、被告がわが国内に差し押えるべき財産を有するかぎりその種類、数量、価額を問わず、わが国の裁判権が及ぶものとするれば、わが国にいる原告の利便にはかなうが、日本にいない被告には著しい不利益を免れず、被告の財産が動産で、それが本邦内に存在したのは偶然に近く、この程度の関連性は、まだ、わが裁判権が外国にある外国人に及ばないとする原則に

対する例外とするには十分でなし、被告はその所在において訴えられるとの基本的利益を侵すに足るだけの理由にならないとして、わが国の裁判権を否定した。⁽⁴⁾

(4) 民事訴訟法第一五条一項「不法行為ニ関スル訴ハ其ノ行為アリタル地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得」について。東京地判昭和四〇・五・二七(3)は、不法行為地には、行為のなされた地だけでなく、損害の発生した地も含まれるとし、東京地裁昭和五九・三・二七中間判決(14)は、不法行為地には、加害行為のなされた地だけでなく、それに基づく損害の発生地も含まれるとして、民訴法第一五条第一項の裁判籍が日本国内にあるとしても、当該事件をわが国の裁判所で審理した場合に、当事者の公平、裁判の適正、能率性という民事訴訟の基本理念に著しく反する結果をもたらすであろう特段の事情があるときは、右裁判籍によるわが国の裁判所の管轄を否定するのが相当であるとした。⁽⁵⁾

また、大阪地判昭和四八・一〇・九(8)は、製造物責任の法的性質を一種の不法行為責任と解し、民訴法一五条一項にいう不法行為のなかには加害行為地も含まれるとし、東京地裁昭和四九・七・二四中間判決(9)は、製造物責任の法的性質を一種の不法行為責任と解し、被害者の保護および証拠の収集の便宜等を配慮すれば、結果発生地である日本を不法行為地に含ませるのが相当であり、しかも、日本が被告の全く予測しえない隔絶した土地とはいえないとして、日本の裁判所に裁判管轄を認め⁽⁶⁾た。

(5) 民事訴訟法第二五条第二項の管轄の「合意ハ一定ノ法律関係ニ基ク訴ニ関シ且書面ヲ以テ之ヲ為スニ非サレハ其ノ効ナシ」について。

最高三小判昭和五〇・一一・二八(10)は、国際的裁判管轄の合意については、国際民訴法上の管轄の合意の方式についての成文法規が存在しないので、民訴法の規定の趣旨をも参酌して条理にしたがって決すべきであるところ、その方式としては、当事者の一方が作成した書面に特定国の裁判所が明示的に指定され、合意の存在と内容が明白であれば足りると

し、その申込と承諾が当事者の署名のある書面による必要はないとした。

東京地判昭和四二・一〇・一七(5)は、国際的裁判管轄権に関しては、条理上、事件の国際性および合理的慣行に反しないかぎり、わが国民訴訟法の国内管轄の規定を類推するのが相当であるとし、専属的管轄の合意によってわが国の裁判管轄権が有効に排除される要件としては、事件がわが国の専属管轄に属しないこと、そして、わが国の裁判管轄権を排除することによって指定される外国の裁判所がその事件につき裁判管轄権を認めることで足りるとした。⁽⁷⁾

(6) 民事訴訟法第二六条「被告カ第一審裁判所ニ於テ管轄違ノ抗弁ヲ提出サスシテ本案ニ付弁論ヲ為シ又ハ準備手続ニ於テ申述ヲ為シタルトキハ其ノ裁判所ハ管轄権ヲ有ス」という応訴管轄の規定を国際裁判管轄の基礎とすることに問題はないとおもう。⁽⁸⁾

(1) 大審院明治三八年二月一五日民録一巻一七五頁は、「日本ニ設ケタル支店ノ營業ニ関スルト日本以外ノ国ニ在ル本支店ノ營業ニ関スルトヲ論別セズ」として、日本の營業所の業務との関連を問題にしていない(兼子一『条解民事訴訟法(上)』二四頁、『判例コンメンタール・民事訴訟法(1)』二六頁、斎藤秀夫編『注解民事訴訟法(1)』八九頁)。

ただ、学説では、外国法人が日本国内に營業所を有するときは、日本国内の營業所の「業務」に関連する事件に限るとするのが多数説である(民事訴訟法第九条の類推)。日本における營業所の業務と関係のない事件に対して応訴を強いることは当事者間の公平を害するからである(池原秀雄||平塚真「涉外訴訟における裁判管轄」『実務民事訴訟講座』六卷一九頁、池原・前掲二三頁、青山・前掲『民訴訟の争点』五二頁、同・前掲『法学教室』一六号八三頁、小林・前掲二〇頁以下、渡辺惺之「裁判管轄権」山田録一||沢木敬郎編『国際私法演習』二〇三頁)。

(2) 学説においても、原則上、契約上の義務履行地を国際裁判管轄の基礎にする(山田||沢木編・前掲『国際私法講義』二二三頁、林脇トシ子「涉外判例研究」『ジュリスト』四七一号一五三頁以下、沢木・前掲『ジュリスト』五一六号一六〇頁以下、後藤明史「涉外判例研究」『ジュリスト』五四二号一四二頁、渡辺・前掲『ジュリスト』七一五号一二二頁、同・前掲『国際私法の争点』一五頁以下、大須賀虔「涉外判例研究」『ジュリスト』七二九号一四五頁など)。ただし、青山・前掲『新民訴訟法演習』

一九頁は、「単なる義務履行地は、契約上明示的に指定されている場合を除き、国際裁判管轄の基礎としては不適格とみる」(同旨、池原・前掲二七頁)。

なお、「裁判管轄権及び判決執行に関するEC条約」の五条一項は、契約に関する訴訟について、債務履行地に裁判籍を認めている。

- (3) 学説は、わが国際民事訴訟法において裁判の適正・公平・能率的な運営という基本理念から合理的に決めべきとする(池原・前掲二八頁、沢木敬郎「涉外判例研究」『ジュリスト』四八二号二二頁、三浦・前掲二〇五頁)。その理由とするところは、義務履行地を準拠実体法によって決めるとすれば、準拠法が持参債務を原則とするか(日本民法第四八四条)、取立債務を原則とするか(フランス民法第一二四七条、ドイツ民法第二六九条)によって義務履行地が異なり、持参債務を定める法が準拠法になれば、原告の住所、営業所所在地に裁判管轄を認めることになって不合理であるとする。

なお、ここにいう義務履行地とは、本来の契約上の義務の履行地に限るとすることが当事者の予測に合致し、本来の債務の変形または延長である契約不履行による損害賠償の義務や原状回復義務の履行地とすべきではない。

- (4) 青山・前掲『民法演習』一九頁は、「請求金額に比し僅少な価値しかない財産があるというだけで被告の財産所在地の管轄権を認めることには疑問がある」として消極に解している。

- (5) 学説では、無条件に不法行為地のなかに損害発生地を含めることには批判的である(三ツ木・前掲一四五頁、後藤・前掲『ジュリスト』五八〇号一四一頁、平塚真「涉外判例研究」『ジュリスト』五九〇号二三〇頁、渡辺・前掲『ジュリスト』七一五号一一二頁、海老沢・前掲三〇二頁)。

- (6) 池原・平塚・前掲二八頁も、「被告である製造者がその製品のある国での使用しないしそれによる結果の発生を合理的に予見できた場合には、当該国は製造者に対して裁判管轄権を行使できると」する。

なお、製造物責任訴訟につき、民訴法の規定を類推適用するのではなく、製造物責任について独自の国際的裁判管轄を認めようとする立場もある(後藤・前掲『ジュリスト』五八〇号一四二頁参照)。

- (7) 判例、通説である(大審院大正五年一〇月一八日民録二二輯一九一六頁、兼子・前掲『体系民法』九〇頁、三ヶ月章『民事訴訟法』(法律学全集)二五四頁、斎藤・前掲『注解民法(1)』一五五頁、江川英文「国際私法に於ける裁判管轄権」『法学協会雑誌』六〇巻三〇頁)。

- (8) 大阪地裁昭和五八年九月三〇日判例タイムス五一六号一三九頁。

五 おわりに

以上、みてきたように、学説では、従来の民事訴訟法上の通説とされてきた見解、すなわち、わが国の裁判権の限界を国内土地管轄の規定から推知する考え方（逆推知説）に対し、一国の裁判管轄権は国際社会における裁判機能の各国の裁判機能への分配であるとする国際私法学の通説の立場（管轄配分説）から、その実際的に生じる不都合な結果が指摘されて以来、最近では、民法法においても、後者の立場からわが国の裁判管轄を決定する説が有力である。⁽²⁾

判例においては、既述の昭和五六年の最高裁判決によって、「国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状においては、当事者間の公平、裁判の適正迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当」であるとし、普遍主義の立場をとるかのように見えるが、結果として、「わが民法法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所（民法二条）、法人その他の団体の事務所又は営業所（同四条）、義務履行地（同五条）、被告の財産所在地（同八条）、不法行為地（同一五条）、その他民法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権を服させるのが右条理に適用するべきである」として、逆推知説によることを明らかにした。⁽³⁾

ところで、渉外の民事事件についてわが国の裁判所に管轄権が認められるか否かを、国際民事訴訟の基本理念である条理によって判断することが相当であるとしても、⁽⁴⁾右最高裁判決のように、国内民事訴訟法の土地管轄に関する規定をそのまま国際裁判管轄についての条理とすることは、国内土地管轄から直ちに国際裁判管轄を肯定することになり、場合によっては、わが国の裁判権を過大に拡張する結果にもなりかねない。⁽⁵⁾

そこで、最近では、基本的には右最高裁判決の立場にしたがいながらも、諸般の事情からわが国の裁判所で事件を審理

することが、裁判の適正、公平かつ能率的運営という民訴法の基本理念に著しく反する特段の事情が存するとき、わが国の裁判権を否定する下級審判決が現われ、学説においても、支持されている。⁽⁶⁾

おもうに、国際的な民事事件に関する裁判管轄の分配について確立された国際民事訴訟法上の原則はなく、また、わが国においても成文法規がないところでは、一応、国内民事訴訟法の土地管轄に関する規定を「条理」の依り所として、それを勘案、参酌、類推し、⁽⁷⁾国内社会と国際社会との場所的相異から特別な事情が存すれば、⁽⁸⁾改めて国際的な裁判の適正、公平、能率性という面から、適宜修正していくという方法が妥当であると考える。⁽⁹⁾

(1) 二、一九頁～二二頁参照

(2) 二、注(7)参照

(3) 最高裁判例をそのまま踏襲したものととして、東京地裁昭和五六年一月二七日判例タイムス四六〇号一一八頁、評釈として、横山潤「涉外判例研究」『ジュリスト』七八三号一二七頁。

(4) 判例の中には、国内民事訴訟法の土地管轄の規定を参酌しないで、直接民事訴訟法の基本理念としての条理によって裁判管轄を認めているものがある(例えば、前掲東京地判昭和五四・三・二〇(1)、名古屋地裁昭和五四・三・二〇日判決『ジュリスト』七一八号三〇一頁)。しかし、条理によるといっても、裁判官の裁量の幅が広くなるだけ、国際裁判管轄の決定が不確定不安定になり、原告は訴提起に際してその就去にまよい、被告に訴訟引き延ばしの口実を与えることになろう(海老沢・前掲三〇三頁、平塚・前掲『ジュリスト』五九〇号二三〇頁、渡辺・前掲『ジュリスト』七一五号一一頁～一二頁)。

(5) 最高裁判決が、このような一般論で事件を処理したことは、その後の判例に対して悪い影響を与えるのではないかとの懸念があった(石黒一憲「涉外訴訟における訴え提起——国際裁判管轄に重点を置きつつ——」新堂編『講座民事訴訟』二巻五七頁、塩崎勤『マレーシア航空機事故損害賠償請求事件』上告審判決について『国際商事法務』一〇巻二二頁)。

(6) 例えば、前掲東京地裁昭和五七・九・二七中間判決(1)、東京地裁昭和五九年二月一日判決(『判例タイムス』五二五号一三二頁)、前掲東京地裁昭和五九・三・二七中間判決(2)。なお、この「特段の事情」を配慮するという方法は、すでに、最高裁判決以前から下級審裁判所で行われていたものである。例えば、前掲東京地判昭和四二・一〇・一七(5)、前掲東京地裁昭和四九・七

・二四中間判決(9)。道垣内・前掲『判例評論』二〇五頁、石黒・前掲『法学教室』四七号六九頁。

(7) わが国が署名・批准していない条約については、その条約に多数の国が加盟していれば、条理として類推適用してもよいであろう(藤田・前掲『判例評論』二九八〇号三五頁、道垣内・前掲『ジュリスト』八〇八号一一〇頁)。反対、横浜地判昭和四一・九・二九⁽⁴⁾。

(8) 東京地判昭和四七・五・二(7)参照。

(9) 道垣内・前掲『判例評論』三一〇号二〇五頁、渡辺・前掲『ジュリスト』七一五号一一二頁。